平成２９年（フ）第２３５号
札幌市西区発寒４条５丁目１番13号　カーサフェリスＡ－１号室、住民票上の住所札幌市西区発寒４条５丁目１番13号　カーサチェリベⅢ　Ａ－１号
債務者　山本　良平
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　啓紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７６５号
埼玉県蓮田市大字根金1683番地１　レオパレスＦＵＪＩ203号、旧住所埼玉県白岡市実ケ谷1167番地16
債務者　渡部　　昇
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　　遼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４０３号
横浜市南区清水ケ丘97番地
債務者　田中　　進
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　勇祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０４号
横浜市南区清水ケ丘97番地
債務者　田中ヒロ子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　勇祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６号
横浜市旭区左近山16番地１　左近山団地１街区29棟305号
債務者　小川　友作
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山憲太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８号
北海道美唄市東明４条１丁目１番11号
債務者　松澤　彩子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１３号
北海道岩見沢市11条西２丁目７番地１　宮下ハイツ101
債務者　松岡　武美
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第２２号
北海道登別市幌別町８丁目12番地　幌別東団地72Ｒ－104
債務者　平山　正敏
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野4953番地17
債務者　山口　明子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第４号
新潟県上越市大字富岡2389番地７　サンハイツ富岡101号
債務者　久保埜安隆
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第５８号
愛知県江南市布袋町南62番地
債務者　長谷　泰幸
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第５００４号
大阪市西区江戸堀３丁目６番33号　802
債務者　日比野和樹
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２９８号
大阪市浪速区戎本町１丁目３番39号　恵美ビル　501号
債務者　服部　生子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３５号
大阪府八尾市刑部４丁目210番地の１　エスポワール106号
債務者　梅田　晋平
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３２号
大阪市西区江戸堀３丁目７番21―301号
債務者　上田　智子（旧姓音部）
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０２号
大阪府東大阪市小若江３丁目10番18号
債務者　山野　和久
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部